

食物等を模した玩具・食物等の匂いのある玩具についての安全基準（追補3）

玩具安全基準(ST-2002)第1部の機械的・物理的特性に関する安全基準に加えて、この追補により、食物等を模した玩具・食物等の匂いのある玩具についての安全基準を追加的に規定する。

この追補は、玩具安全基準第1部及び他の追補と共に、玩具の機械的・物理的特性に関する安全基準となる。

1. (食物等を模した玩具)

食物を模した玩具であって乳幼児が本物と混同するような外観、形状又は包装などの特徴を有するものは、小部品であってはならず、又は、乳幼児が誤飲又は誤食することを誘発するおそれがある食物等の強い匂いがあってはならない。

2. (食物等の強い匂いのある玩具)

小部品に該当する玩具は、乳幼児が誤飲又は誤食することを誘発するおそれがある食物等の強い匂いがあってはならない。

3. (食物の匂いのある粘土)

粘土については、食物の強い匂いがあってはならない。

4. (匂いのある液体)

液体（シャボン液を含む。）は、食物の匂いがあってはならない。

附則：この追補は、平成22年1月1日から施行し、同日以降に申請のあった案件から適用する。

【この追補の注意事項】

同一のパッケージに複数の玩具が同梱されている場合に、ある玩具の食物の匂いが他の玩具に移染する可能性があるが、ST検査では匂いの変染については審査していないので、商品化に際しては、企業の責任において、食物の匂いが他の玩具に移染しないように別包装するなど管理に注意する必要がある。